

M-ステ創業（事業承継）補助金交付要綱

令和8年7月27日制定

三島商工会議所

【目的】

第1条 この補助金は、三島市内で新たに創業する者又は事業を承継する者に対し、その創業、事業承継などに要する経費の一部を補助することにより、持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む、創意工夫を凝らした地道な販路開拓等を支援し、市経済振興に資することを目的とする。

【補助対象者】

第2条 補助対象事業者を下記のように定義する。

①以下の

- ・三島市内で令和8年4月1日を基準とし過去3年以内に創業または事業承継をした個人又は法人。
- ・三島市内で令和8年12月31日までに創業または事業承継を予定している個人又は法人。
- ・事業承継する者については、被事業承継者（事業を引き継がせる者）が三島市内で令和8年4月1日を基準として5年以上継続して事業を営んでおり、事業承継を契機として経営革新等を行う三島市内の個人又は法人。

④創業日、事業承継の日以降に、事業所が三島市内に店舗、工場等を有すること。

⑤申請者（代表者となる者も含む）が三島市税を滞納していないこと。

⑥中小企業信用保険法第2条第1項第1号に規定する業種（農業、林業、漁業、金融・保険業以外）を行うための創業、事業承継であること。

2. 上記の要件を満たす者でも次の要件のうち一つでも該当する者は補助対象外とする。

①仮設又は臨時の事務所等その設置が恒常的でない事務所等で事業を行う者。

②チェーンストア、フランチャイズ契約その他これらに類する契約に基づく事業を行う者。

③国、県、市等の補助制度を利用する者のうち、本補助金補助対象経費と重複した補助対象経費を受ける者。

④公序良俗に問題のある事業を営む者。

⑤別表1の対象外業種を営もうとするもの。

⑥別表2に示す反社会的勢力に所属する者。

【交付の対象】

第3条 補助事業者に交付する補助金の交付対象は、補助事業者が行う販路開拓等の補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として三島商工会議所が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

2. 補助対象経費は、補助事業の実施期間（以下「事業実施期間」という。）内において発生した経費とする。なお、事業実施期間は、第6条第2項の規定に基づき三島商工会議所が補助事業者に通知する交付決定通知書に定める期間とする。

3. 補助対象経費の区分は、下記のとおりとする。

(補助対象経費区分表)

補助対象経費科目	活用事例
① 機械装置等費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
② 広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布、看板の設置等 ウェブサイトや EC サイト等の開発、構築、更新、改修、運用に係る経費
③ 展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等
④ 旅費	販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等を行うための旅費
⑤ 開発費	新商品の試作品開発等に伴う経費
⑥ 資料購入費	補助事業に関連する資料・図書等
⑦ 借料	機器・設備のリース・レンタル料（所有権移転を伴わないもの）
⑧ 設備処分費	新サービスを行うためのスペース確保を目的とした設備処分等
⑨ 委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼（契約必須）

【補助率】

第4条 補助率は補助対象経費のうち消費税を省いた額の3分の2以内とする。

【交付申請】

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第1による「補助金交付申請書」に必要な書類（以下「添付書類」という。）を添えて、三島商工会議所に提出しなければならない。

【交付決定通知】

第6条 補助金の交付の決定に当たっては、決定額の上限を1事業あたり50万円とする。

2. 前条第1項の規定による M-ステ創業・事業承継補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、様式第10による「補助金交付決定通知書」を補助事業者に通知するものとする。

【申請の取り下げ】

第7条 補助事業者は、前条の交付決定の内容およびこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知書の送付を受けた日から10日以内に、様式第14による「補助金交付申請取下届出書」を三島商工会議所に提出しなければならない。

【補助事業の経理等】

第8条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2. 補助事業者は、前項の帳簿および証拠書類を補助事業の完了（第13条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、三島商工会議所の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

【内容または経費の配分の変更】

第9条 補助事業者は、補助事業の内容または経費の配分を変更するときは、あらかじめ様式第7による「補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書」を三島商工会議所に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2. 三島商工会議所は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定内容を変更し、または条件を付することができる。

【契約等】

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不適当である場合は、指名競争に付し、または随意契約によることができる。

【債権譲渡の禁止】

第11条 補助事業者は、第6条第2項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部または一部を三島商工会議所の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社または中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2. 三島商工会議所が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書きに基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が三島商工会議所に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条または動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知を行う場合には、三島商工会議所は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し、補助事業者または債権を譲り受けた者が民法第467条または債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合にあっては、三島商工会議所は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。
 - （1） 三島商工会議所は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、または譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - （2） 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書きに掲げる者以外への譲渡またはこれへの質権の設定その他債権の帰属ならびに行使を害すべきことを行わないこと。
 - （3） 三島商工会議所は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
3. 第1項但書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、三島商工会議所が行う弁済の効力は、三島商工会議所の規定に基づき、三島商工会議所が支払の命令を行ったときに生ずるものとする。

【中止または廃止】

第 1 2 条 補助事業者は、補助事業を中止または廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 5 による「補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書」を三島商工会議所に提出して、その承認を受けなければならない。

【事故の報告】

第 1 3 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第 1 3 による「補助金に係る補助事業の事故報告書」を三島商工会議所に提出し、その指示を受けなければならない。

【状況報告】

第 1 4 条 補助事業者は、補助事業の遂行および収支の状況について、三島商工会議所の要求があったときは、速やかに様式第 1 2 による「補助金に係る補助事業遂行状況報告書」を三島商工会議所に提出しなければならない。

【実績報告】

第 1 5 条 補助事業者は、補助事業が完了（第 1 3 条の規定により廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 3 0 日を経過した日、または令和 9 年 2 月 1 0 日のいずれか早い日までに、様式第 8 による「補助金に係る補助事業実績報告書」を三島商工会議所に提出しなければならない。

【補助金の額の確定】

第 1 6 条 三島商工会議所は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査および必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 6 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）およびこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

【補助金の支払】

第 1 7 条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2. 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 9 による「補助金に係る補助金精算払請求書」を三島商工会議所に提出しなければならない。

【是正のための措置】

第 1 8 条 三島商工会議所は、交付対象事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を執るべきことを補助事業者に命ずることができる。

【交付決定の取消し等】

第 1 9 条 三島商工会議所は、第 1 2 条の補助事業の中止もしくは廃止の申請があった場合または次の各号の一に該当する場合には、第 6 条第 2 項の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、または変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱または法令もしくは本要綱に基づく三島商工会議所の処分もしくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部または一部を継続する必要性がなくなった場合。
 - (5) 補助事業者が、補助事業への申請時の誓約に反し、申請書類の記載事項が真正でないことが判明した場合。
 - (6) 補助事業者が、別表 2 に定める「M-ステ創業・事業承継補助金の交付を受ける者として不適当な者」に該当した場合。
 - (7) 第 15 条に定める期限内に、様式第 8 による「補助金に係る補助事業実績報告書」の提出を怠った場合。
 - (8) 当該補助事業が第 15 条に定める実施期限の日までに終了しなかった場合。
2. 三島商工会議所は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部または一部の返還を命ずる。
 3. 三島商工会議所は、前項の返還を命ずる場合には、第 1 項第 4 号、第 7 号および第 8 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

【財産の管理等】

- 第 20 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
2. 補助事業者は、取得財産等について、様式第 11-1 による「取得財産等管理台帳」を備え管理しなければならない。
 3. 補助事業者は、補助事業の実施期間内に取得財産等があるときは、第 15 条に定める実績報告書に様式第 11-2 による「取得財産等管理明細表」を添付しなければならない。
 4. 三島商工会議所は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を三島商工会議所に納付させることがある。

【財産の処分の制限】

- 第 21 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価 50 万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
2. 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、三島商工会議所が別に定める期間とする。
 3. 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産

等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による「取得財産の処分承認申請書」を三島商工会議所に提出して、その承認を受けなければならない。

4. 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

【産業財産権等に関する報告】

第22条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、意匠権または商標権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業の実施期間内に申請もしくは取得した場合またはそれを譲渡し、もしくは実施権等を設定した場合には、遅滞なくその旨記載した様式第6による「産業財産権等取得等届出書」を三島商工会議所に提出しなければならない。

【補助事業において取得した個人情報の取扱い】

第23条 補助事業者は、補助事業によって取得した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2. 補助事業者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 個人情報を第三者（補助事業の目的の範囲内で、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合等を除く。）に提供し、またはその内容を知らせること。
 - (2) 個人情報について、補助事業の目的の範囲を超えて使用し、複製し、または改変すること。
3. 個人情報を取り扱う場合には、責任者等の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の安全管理に必要な事項について定め、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
4. 補助事業者は、個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等の事実を認識した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、三島商工会議所に当該事実が発生した旨、被害状況、復旧等の措置および本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告し、三島商工会議所の指示に従わなければならない。
5. 補助事業者は、個人情報以外に、自ら収集または作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づいて取り扱うこととする。

【その他必要な事項】

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、三島商工会議所が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月27日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

業種分類		具体的な業種例
飲食業		食事の提供を主目的としないキャバレー、スナック、バー、ナイトクラブなど
金融業・保険業		ゴルフ会員権売買業、商品券売買業など（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
サ ー ビ ス 業	興信所	もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査を行う興信所、探偵業など
	娯楽業等	風俗関連営業、パチンコホール、ビンゴゲーム場・射的場、スロットマシン場（射幸心をそそるもの。）、芸妓場、ストリップ劇場、のぞき部屋、個室マッサージ、置屋、競輪・競馬の競技団体、競輪・競馬の予想業、場外馬券売場、場外車券売場、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
	旅館業	モーテル、ラブホテルなど
	浴場業	特殊浴場のうち風俗関連営業
	民間職業紹介業	芸妓周旋業
	宗教等その他	宗教団体、政治団体など 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。） 学校法人など

別表 2（第 2 条関係）

「補助金の交付を受ける者として不適当な者」
補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内および完了後において、下記のいずれかに該当する者 （１）法人等（個人または法人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。 （２）役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。 （３）役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき。 （４）役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。